



栃木県公報

平成26年
3月31日(月)
号外
第37号

目次

教育委員会

- 栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正..... 1
- 栃木県立高等学校の授業料等の特例に関する条例に基づき授業料等を徴収する生徒の範囲を定める規則の廃止..... 2

教育委員会

栃木県教育委員会規則第九号

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十六年三月三十一日

栃木県教育委員会

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則

栃木県立学校の授業料等に関する規則（昭和二十八年栃木県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条から第六条までを削り、第七条を第三条とする。

第八条第一項中「徴収決定」を「徴収決定」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、一月分の月額授業料にあつては県立学校管理規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第二号）第五条第一項第四号に規定する冬期休業日の終了日の翌日から十日以内、四月分の月額授業料にあつては同項第五号に規定する学年末及び学年始休業日の終了日の翌日から十日以内に納付するものとする。

第八条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる月額授業料は、当該各号に定める月の徴収決定の日から起算して十日以内に納付しなければならない。

- 一 入学年度の四月分及び五月分の月額授業料 六月
- 二 七月分及び八月分の月額授業料 九月

第八条を第四条とし、第九条を第五条とし、第十条の前の見出しを削り、同条を第六条とし、同条の前に見出しとして「（月額授業料の特例）」を付する。

第十一条を第七条とし、第十二条を削る。

第十三条中「徴収する」を「徴収することができる」に改め、同条を第八条とする。

第十四条を第九条とする。

第十五条中「ことの」を「ことが」に、「次に掲げる条件を具備しなければならないものとする」を「次の各号のいずれにも該当する者とする」に改め、同条に次の一号を加える。

三 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の認定を受けることができなかつた者

第十五条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

入学検査料及び入学料の減免を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 本県立高等学校間の転学の場合
- 二 本県立高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の転籍の場合

第十五条を第十条とし、第十六条を第十一条とし、第十六条の二を第十二条とする。

第十七条第一項中「第十五条」を「第十条第二項」に改め、同条を第十三条とする。

第十八条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（委任）

第十五条 この規則に定めるもののほか、中学校の入学検査料並びに高等学校の入学検査料、入学料、授業料、受講料及び聴講料の徴収に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別記様式第一号中「(第16条関係)」を「(第11条関係)」に改める。
別記様式第二号中「(第16条の2関係)」を「(第12条関係)」に改める。
別記様式第三号中「(第17条関係)」を「(第13条関係)」とし、「第17条第1項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第十号

栃木県立高等学校の授業料等の特例に関する条例に基づき授業料等を徴収する生徒の範囲を定める規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県教育委員会

栃木県立高等学校の授業料等の特例に関する条例に基づき授業料等を徴収する生徒の範囲を定める規則を廃止する規則

栃木県立高等学校の授業料等の特例に関する条例に基づき授業料等を徴収する生徒の範囲を定める規則(平成二十二年栃木県教育委員会規則第二十七号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(学校教育課)
